

平成30年度第1回伊勢原市総合教育会議議事録

平成31年1月31日（木）午後2時30分から伊勢原市総合教育会議を伊勢原市役所議会全員協議会室に招集した。

〔開催日時〕平成31年1月31日（木）

午後2時30分から午後3時38分まで

〔開催場所〕伊勢原市役所 議会全員協議会室

〔出席者〕市長 高山 松太郎
教育長 鍛代 英雄
教育長職務代理者 菅原 順子
委員 渡辺 正美
委員 永井 武義
委員 重田 恵美子

〔事務局〕谷亀教育部長、宮林学校教育担当部長、
古清水教育総務課長、守屋学校教育課長、石渡教育指導課長、
小谷社会教育課長、麻生図書館・子ども科学館館長、
本多教育センター所長、立花教育総務課歴史文化担当課長
大澤係長、渡邊主任主事（以上、教育総務課）

〔公開の可否〕公開

〔傍聴者〕13人

〔経過〕次のとおり

----- ○ -----

午後2時30分 開会

○教育部長【谷亀博久】 定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第1回伊勢原市総合教育会議を開催いたします。それでは次第に従いまして進めてまいります。

初めに高山市長からご挨拶をいただきます。

○市長【高山松太郎】 皆様、こんにちは。教育委員の皆様方におかれましては、日ごろから本市の教育行政の推進に大変ご尽力をいただいております。この場をおかりして、心からお礼を申し上げます。ことしもどうぞよろしくお願い申し上げます。

現在、インフルエンザが大変流行しております。警報が発令されており、学校の先生方も大変御苦勞されているだろうと思っております。きょう、雨が降りましたが、もう少し降ってくればと期待をしています。いずれにしましても、皆

様方もお体にはご留意をいただきたいと思います。

さて、去年は、各地で多くの災害が発生いたしました。その中でも、6月に発生いたしました大阪北部地震では、小学校のブロック塀が倒壊をいたしまして、通学途中の小学生が下敷きとなり、お亡くなりになるという痛ましい事故が起きたわけでもございます。

事故の発生を受けまして、本市でも各公共施設に設置されておりますブロック塀等につきまして調査を実施し、建築基準法の施行令に適用しておらない6カ所の塀については撤去と改修を行いました。あわせて、通学路につきましても安全点検を実施いたしましたところでもございます。

また、夏は記録的な猛暑となりまして、全国的に学校へのエアコン設置の声が高まったところでもございます。愛知県では、小学校1年生が校外学習に出かけた後に体調を崩し、お亡くなりになるという事故も起きております。

そうした中で、文部科学省は学校環境衛生基準を改正し、教室の望ましい温度の基準を、これまでの10度以上30度以下から、17度以上28度以下に改めたところでございます。さらに国では、全国の公立学校への空調設備の設置に対する財政支援について、重点的に取り組んでいくとの方針が出されました。

そうした中で、本市におきましても、小中学校の空調設備について、これまでの計画を前倒ししまして、来年度中の完了をめざし整備をすることといたしましたところでございます。

中学校給食や学校トイレのリニューアルを始めといたしまして、取り組むべき課題は多々ございますが、教育委員会と市長部局とで連携をとりながら、本市の教育行政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

本日の協議事項は、1点目といたしまして、伊勢原市教育大綱の改定について、2点目として不登校児童・生徒への取り組みについてでございます。本日の会議が有意義なものになりますことをお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育部長【谷亀博久】 ありがとうございました。

続きまして、鍛代教育長、よろしくお願いいたします。

○教育長【鍛代英雄】 改めまして、皆さん、こんにちは。市長には日ごろから教育環境の整備・充実等につきまして、ご尽力、ご配慮を賜っております。まことにありがとうございます。

ただいまの市長のご挨拶の中にもございました、小中学校の普通教室等へのエアコン設置ですとか、中学校給食の導入につきましては、教育委員会としても従来から懸案としていたものでございます。予算措置をしていただきましたので、着実に推進するよう努めてまいります。

また、本日の協議事項とされております、まず1点目の教育大綱の改定につきましては、教育大綱はこれからの教育委員会の教育行政の指針ともなるものでございます。また2点目の、不登校児童・生徒への取り組みにつきましても、かねてから教育委員会としても重要な課題だと捉えていたものでございます。

本日は大変よい機会でございますので、忌憚のない協議をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育部長【谷亀博久】 ありがとうございます。

----- ○ -----

協議事項（１）伊勢原市教育大綱の改定について

○教育部長【谷亀博久】 それでは早速、次第３の協議事項に移りたいと思います。進行につきましては、伊勢原市総合教育会議運営要綱第４条の規定に基づき、市長にお願いしたいと思います。市長、よろしくお願いいたします。

○市長【高山松太郎】 それでは協議事項に入らせていただきます。着座にて進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

協議事項（１）、伊勢原市教育大綱の改定についてでございます。

本件につきましては、平成２７年５月の総合教育会議におきまして策定いたしました伊勢原市教育大綱について、改定の必要が生じたものでございます。

それでは、伊勢原市教育大綱の改定について、事務局から説明をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、教育大綱の改定について説明させていただきます。資料１をごらんください。

おめくりいただきまして、目次をごらんください。大きく第１章、大綱の改定にあたって、第２章、大綱についてで構成してございます。

１ページをごらんください。大綱策定の趣旨として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、市長は国が定めた教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。また、大綱を定めるとき、また変更しようとするときは、総合教育会議において協議をすることとされています。

この趣旨を踏まえ、平成２７年５月に策定した教育大綱を、このたび改定するものでございます。

大綱の改定にあたっての考え方でございますが、第５次総合計画では将来都市像であります「しあわせ創造都市 いせはら」の実現に向け、５つの力を未来に届ける力として位置づけております。教育に対する考え方や目標につきましては「暮らし力」に位置づけ、基本政策の１つとして、「人がつながり 未来を拓く学び合うまちづくり」を掲げております。

この内容につきましては、教育委員会が策定しております教育振興基本計画の教育ビジョンに示されていることから、この教育ビジョンをもって、教育大綱と位置づけたものでございます。

教育振興基本計画の計画期間の終了に伴い、平成３０年３月に第２期教育振興基本計画を策定し、教育ビジョンについては第２期計画についても引き続きその理念や目指す教育の姿を踏襲しつつ、国の新たな教育の方向性、また現在の教育

を取り巻く環境や社会的要因等を踏まえ、本市の目指す教育の実現に向けた方策に厚みを加えました。この修正に合わせ、教育大綱も改定するものでございます。

2 ページをお開きください。第2章、大綱についてです。

1 の基本理念の考え方でございますが、本市は恵まれた自然環境のもと、長い間、風土や歴史を培ってきたことから、「人と自然と歴史の調和の中で」ということを掲げ、今後変わりゆく社会環境の中で、先人から受け継いだ自然や伝統、文化を次代へ引き継ぐとともに、安全・安心な暮らしと、未来に発展するまちを創造していくことが必要であるとしています。

また、豊かな人間性や創造性を持つ次世代を育成することが私たち大人の責任であり、子どもたちが楽しく学校に通え、人やふるさと・自然を愛し、大人になっても伊勢原市に誇りと愛着が持てるような教育が必要ということを主眼にしております。

最後に、学校・家庭・地域の相互の連携と協働により、学校教育の充実をはじめ、市民一人ひとりが夢や目標を持って生き生きと暮らすことができ、相互に支えあい、学びあうような教育の実現を目指すものでございます。

3 ページをごらんください。基本理念といたしまして、「人がつながり 未来を拓く 学びあうまち伊勢原」を掲げ、人のつながり、きずなを通して、学校や家庭、地域とのつながりと、自然や歴史・文化とのつながりの中で、明るい未来を創造していくこと、また未来を拓くため、生きる力を育み、さまざまな学びや体験を通して、市民一人ひとりがたくましく未来を拓き生きていくこと、そしてともに学び合うまちをつくることで、生涯を通じて学びあい、高めあえる、元気で活力あるまちになるような教育を目指していくことをうたっております。

4 ページから 9 ページには、目指す教育の方向性ということで、基本理念を実現するための3つの視点からの方針を掲げております。

視点1は、「一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えていくために」でございます。

幼児期における子育て支援や学校教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって、生きる力をはぐくみ、子どもの健やかな成長を支援すること。具体的には、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成。また、5 ページに記載のとおり、きめ細やかな教育環境づくり、子どもたちが主体的に考え、生きる力をはぐくむ教育、学校・家庭・地域と連携・協働して行う子育て支援を行ってまいります。

現在の教育大綱との変更点でございますが、幼児期の子育て支援や、国が有効性を説く幼児期の教育の推進などを、幼児期における子育て支援と包括し、支援の対象に加えております。

「きめ細やかな教育環境づくり」では、一人ひとりの状況に配慮することが重要なため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、多様な人材の活用を図ることを加筆しています。

また、「子どもたちが主体的に考え、生きる力をはぐくむ教育」を実践するため、豊かな自然や歴史・伝統文化を活用した教育や、大学や企業等と連携した教

育を推進していく表現を加えております。

家庭教育の向上や子育て支援には、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもや家庭にかかわりながら取り組んでいくことが必要ですので、学校や地域を始めとする多様な人材や主体が連携・協働していくことを加えております。

6 ページ、7 ページをお開きください。視点2、「生き生きと暮らし、学びあうまちづくりのために」として、だれもが生き生きと暮らすことができ、活躍することができる環境の整備とともに、スポーツや文化芸術活動に親しむ機会を充実させ、一人ひとりの夢や生きがいをづくりを支援します。

具体的には、地域活力や地域資源を活用した社会教育の充実、生き生きと暮らすことのできる地域社会づくり、誰もが気軽にスポーツやレクリエーションができる環境づくりを進めてまいります。

主な変更点としては、国の第3期教育振興基本計画にも示されている、1億総活躍社会の理念を盛り込むため、今後さらに進む仕事や働き方の多様化に合わせ、学びの継続、学び直しの機会の提供など、時代の変化に即した学習機会や情報提供に努めることを加えています。

8 ページ、9 ページをお開きください。視点3、「歴史と文化遺産を継承するために」として、豊かな自然や歴史・文化遺産を保護・継承していくとともに、その魅力を広く発信し、地域づくりに活かしていくこと。具体的には、本市の歴史・文化遺産を継承することが、未来を拓くために重要であること。郷土の歴史や伝統文化を身近に感じられるような情報発信の取り組み。歴史解説アドバイザーや市民団体の育成などにより、歴史や文化遺産を活用した地域の活性化に取り組んでまいります。

主な変更点といたしましては、文化財保護条例の前文でうたう、文化財のまちづくりへの活用や、歴史文化基本構想が掲げる歴史や文化遺産を活用した地域づくりの趣旨を踏まえ、地域の活性化を加えております。

説明は以上でございます。

○市長【高山松太郎】 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございましたが、教育大綱とは、地方自治体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策について、その目標や根本となる方針を定めたものでございます。

私の目指します教育に対する考え方や目標につきましては、第5次総合計画の基本構想に掲げてございます。その内容につきましては、教育委員会が策定いたしました、伊勢原市教育振興基本計画の教育ビジョンに示されましたことから、平成27年5月の総合教育会議におきまして、教育委員の皆様のご承認のもと、伊勢原市教育振興基本計画に定める教育ビジョンを、教育大綱に位置づけることといたしました。

しかしながら、平成29年度に伊勢原市第2期教育振興基本計画を策定したことに伴いまして、その中で、教育ビジョンの見直しを行いましたことから、見直し後の教育ビジョンを新たな教育大綱としたいと考えております。

つきましては、見直し後の教育ビジョンを新たな教育大綱とすることにつつま

して、委員の皆様からご意見をいただきたいと存じます。

いかがでしょうか。菅原委員からお願いできますか。

○教育委員【菅原順子】 第2期教育振興基本計画に示す教育ビジョンでは、先ほどのような説明にもありましたように、幼児期における支援、多様な人材の活用、地域社会とのかかわりや世代間交流、生涯学習、文化・芸術活動の重要性が追記され、これからの共生社会のキーワードである多様性と包摂性、ダイバーシティとインクルージョンの2軸方向へ、教育の幅を広げていく方針が明記されました。

市長の教育に対するお考えが、この改定された教育ビジョンと同様であることは、大変心強く思います。改めて、教育委員会として、市長と共通認識のもとに、伊勢原市教育大綱に示された教育ビジョンのもと、総合計画及び教育振興基本計画に挙げられた施策を具体的に推進させていただきたいと考えております。

伊勢原市教育大綱の改定については、このとおりとすることに同意いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○市長【高山松太郎】 ありがとうございます。

続いて、重田委員、お願いできますか。

○教育委員【重田恵美子】 教育大綱の改定について、本市の教育理念、目指す教育の姿、分野的な計画や指針がまとまり、第2期教育振興基本計画に示されている教育ビジョンの中では、すぐれた才能や個性を養う機会を提供するため、文化・芸術に親しむ機会に努めますと示された、市長の教育に対するご理解を、大変心強く感じております。

伊勢原市では、日本遺産認定を始め、いろいろ開発が進められておりますが、今こそ将来を見据え、教育のあり方、環境を具体的に考える必要があると思います。恵まれた自然環境を背景に日本遺産に認定された伊勢原市の教育を取り巻く環境や社会的要因を踏まえ、目指す教育に向けた方策で、教育環境の一環として、歴史的文化財の情報発信を伴う数々の展示方法のあり方は、現在の状態でいいのか。そして、現代社会において、歴史的文化財は単なる文化的な資料に終わらせることなく、芸術として広く観光の要素も踏まえた上で、遠方からも人々が見に訪れる価値のある陳列や展示方法を、伊勢原市の美術館構想として考える必要があると思います。

近隣では、二宮町はふたみ記念館、座間市はハーモニーホール座間、海老名市は市民ギャラリー、綾瀬市は市庁舎7階の市民ギャラリー、茅ヶ崎市は市立美術館、相模原市はセレオ相模原4階の市民ギャラリー。町田市では、国際版画美術館など、地域に住む芸術家を中心とする発表の場にとどまることなく、博物館的要素も持ち合わせながら、市内外、広くは海外の作家の作品を親子連れで、または授業の一環として、教科書による授業にはない、五感に働きかける場として、ビルの一画でも、または今後修繕・改築を余儀なくされているような公共施設に組み込むなど、市の予算で無理であるならば、企業に寄附を募るなど、何らかの方法で必ずや実現していただきたく思います。入場料を払ってでも見に訪れる場、伊勢原市として誇れる場として、小さくても充実した美術館の検討をお願いしたいと思います。

繰り返しとなりますが、まさしく幼児期からの環境がとても重要であり、幼児教育として、赤ちゃんのころから本物を見る、見せることの重要性、そして創造性、感性が磨かれていくという重要性を知っていただき、その世界が身近な環境であり、家族連れで訪れて、本来であれば遊ぶ施設と芸術を鑑賞する施設の融合したものを設置することが望ましいのですが、交通の利便性も踏まえた立地にあることが、とにかく大事だと考えております。それにより、一層レベルアップでき、芸術に対する見方、考え方に変革を及ぼすものと考えております。

以上で、具体的な1つの施策案として、私の美術館構想の願いを述べさせていただきました。

○市長【高山松太郎】 ありがとうございました。

続いて永井委員、いかがでしょうか。

○教育委員【永井武義】 ただいま、伊勢原市教育大綱の改定に当たり、高山市長から教育や文化に対する政策や思いを伺いました。私たち教育委員は、これまでも国や県の動向、社会状況を踏まえながら、教育環境の充実はもちろんのこと、実情に即しつつ、さまざまな諸課題に対して真摯に議論を重ねてきました。今後も、未来を担う子どもたちのために、私たちのできることは限られておりますが、本会議の開催に当たりまして、改めて、与えられた職責と向き合う思いを新たにしたいところでございます。

さて、ご説明のとおり、伊勢原市では教育振興基本計画に掲げる教育ビジョンを、平成27年に教育大綱として位置づけましたが、今回の内容改定に当たりましても、この方針を踏襲することに異論はございません。

教育ビジョンの見直しに当たり、視覚的なことから申し上げますと、フォントやデザインがすっきりとして、とても見やすいものに仕上がったと思っております。今般、伊勢原市第5次総合計画後期基本計画の策定に当たり、総合計画審議会委員として参加させていただき、「暮らし力」の分野で、教育委員の立場としてさまざまな意見を述べさせていただきました。

教育ビジョン改正点の中に、幼児期の教育の充実、地域とのかかわり、多様な人材活用、生涯学習など、これまでに加えてより幅広い視点が必要とされ、これらは1億総活躍社会や、人生100年時代を見据えた流れともいえるのではないのでしょうか。

大きな社会環境の変化の中であって、今後も伊勢原市の持つ自然や風土、歴史や文化を生かしつつ、リーディングプロジェクトによる新たな可能性にも期待をするところでございます。

この豊かな環境で生活する私たちは、教育という人づくりにおいて、その環境を生かすことで、魅力あふれるまちづくりにつながり、ひいては環境型社会の土台たり得るものともいえるのではないのでしょうか。

いずれにいたしましても、この根本指針に基づき、教育業務の推進・発展に努めるとともに、今後も時代と実情に即した形で事に当たるべきと考えております。

○市長【高山松太郎】 ありがとうございます。

続いて渡辺委員、お願いします。

○教育委員【渡辺正美】 今回の伊勢原市第２期教育振興基本計画は、第１期計画を踏まえて、社会の状況の変化に即して、さまざまな修正・追加がなされております。

特に、幼児期における子育てに関して、またきめ細やかな教育の推進、それから教育内容のさまざまな充実、家庭教育の向上を図るための支援、それから生涯学習の観点からも、さまざまな充実策を追加しており、さらに、伊勢原市の文化遺産を活かした地域の活性化なども、ここ数年の社会の状況変化に即して追加・修正されていると考えます。

私は、伊勢原市第２期教育振興基本計画の教育ビジョンを教育大綱としていくことが、まさに適正だと思っております。

○市長【高山松太郎】 ありがとうございます。

それでは最後に教育長をお願いいたします。

○教育長【鍛代英雄】 引き続き、第２期教育振興基本計画に掲げます教育ビジョンを教育大綱としていただき、大変ありがとうございます。引き続き教育大綱、そして教育振興基本計画に掲げられております基本理念であります「人がつながり 未来を拓く 学びあうまち伊勢原」、その実現を図るために、市長部局の関係部局との連携等を密にしまして、小中学校のトイレ改修や屋上・外壁修繕等を計画的に進めていくとともに、子どもたちが社会人となったときに、ＡＩ等のデジタル技術の進展に適切に対応していけるようにするための学校のＩＣＴ環境の整備、課題を抱えた子どもたちやその保護者に適切に対応するための教育相談の充実等や、市民誰もが生涯にわたり学び、活躍することができ、気軽にスポーツや文化・芸術活動に親しむことができる環境をつくるための社会教育の充実と、先人から受け継いだ歴史・文化遺産の保存・活用の充実に取り組んでまいりたいと思います。

そのために、知恵と工夫を最大限凝らしてまいります。やはり人員や施設整備の充実のための予算措置も必要でございます。本市の財政状況につきましては、教育委員会におきましても十分認識しております。今後も、小中学校の施設整備や文化財の活用等における国庫補助金の活用や、不断の事務事業の見直し等に努めることによりまして、財源の確保を図るとともに、公共施設等総合管理計画に基づいて、今年度、大田公民館と大田ふれあいセンターの統合を実現いたしました。他の公民館や子ども科学館等の施設についても、多機能化や機能転換等の検討を進め、中長期的な財政負担の削減にも取り組んでまいります。

引き続き、必要な予算措置への配慮をお願いします。

以上でございます。

○市長【高山松太郎】 ありがとうございます。

ただいま委員の皆さんから、見直し後の教育ビジョンを新たな教育大綱に位置づけることについて、同意するという旨のご意見をいただきました。

伊勢原市第２期教育振興基本計画に定めました教育ビジョンを、資料のとおり、新たな伊勢原市教育大綱とさせていただき、所要の手續の後に公表をさせていただきたいと思っております。

また、先ほど伊勢原市の教育行政につきましても、今後の進むべき方向性についていろいろなご意見も皆様からいただいたところでもございます。引き続き、教育委員の皆様との連携、さらに学校・家庭・地域・関係機関などと連携をさせていただきながら、今後の教育行政を推進していくための参考資料とさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

----- ○ -----

協議事項（２）不登校児童・生徒への取り組みについて

○市長【高山松太郎】 それでは、次の協議事項に移りたいと思います。（２）不登校児童・生徒への対応についてでございます。

本件につきましては、神奈川県教育委員会が平成２９年度児童・生徒の問題行動等調査について、調査結果を公表いたしました。調査内容の１つに「不登校児童・生徒の状況」という項目がございます。

ここに着目をいたしまして、不登校への取り組みについてを本日協議事項として取り上げ、本市の取り組みについて、皆様からご意見をいただきたいと思います。

それでは、不登校児童・生徒への取り組みについて、事務局から本市の状況等につきまして、説明をお願いします。

○学校教育担当部長【宮林英樹】 それでは、資料２及び資料３に沿って、伊勢原市における不登校の状況につきまして、ご説明申し上げます。

資料２の１ページをごらんください。毎年実施しております問題行動調査の平成２９年度の結果より、本市の不登校児童・生徒数の状況についてご説明いたします。

資料の中段、４、主な調査結果の、上の表でございます。ご確認ください。市の不登校児童・生徒数は、小学校は２９人、中学校７２人、小中学校合わせて１０１人。昨年度より２４人の増となっております。

中地区、県、全国との比較は、右端の数字、１，０００人当たりの児童・生徒数をごらんください。１，０００人当たり１３．５人となっており、県・全国をやや下回る値となっております。

ページをおめくりください。上段に過去５年間の不登校児童・生徒数の推移をお示ししております。

続いて下段の、学年別・欠席日数別の不登校児童・生徒数をごらんください。学年ごとに、年間の欠席日数が３０日から８９日、及び９０日以上的人数と割合をお示ししております。不登校児童・生徒数全体の半数以上が、９０日以上長期にわたり欠席しているという状況でございます。

次ページ、不登校児童・生徒への指導結果状況をごらんください。学校は、保護者と協力して指導・支援に努めている結果、約６５％の不登校児童・生徒に好ましい変化が見られております。一方で、残りの約３５％の児童・生徒への支援

については、関係機関等と連携し、学校生活への再開や、将来の社会的な自立に向けた支援について、継続して取り組んでいる状況でございます。

次に、A3の資料3をごらんください。平成25年12月に、市教育委員会が保護者・地域に向け作成した、いじめ・不登校防止の啓発資料になっております。

ページを開いていただきますと、全体で右半分が不登校についての内容となっております。早期発見のためのチェックリストや、早期対応について、参考としていただきたい内容となっております。また、最後のページには、相談機関の連絡先等を載せております。

この啓発資料につきましては、この春の改定を目途に見直しを進めているところでございます。

次に、資料はございませんが、不登校課題に対する対策についてお話しさせていただきます。

各学校におきましては、平成28年9月に文部科学省から通知されております「不登校児童・生徒への支援の在り方について」を踏まえ、不登校は環境によっては誰にでも起こり得ることとして捉え、職員の共通理解のもと、児童・生徒・保護者と接しております。

その上で、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、将来の自立に向けて、家庭や関係機関等と連携し、個々に応じた多様な支援がなされるよう努めております。

教育委員会といたしましても、こうした学校の取組への指導・支援を行っております。

私からの説明は以上でございます。

○市長【高山松太郎】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、教育委員の皆様よりご意見をいただきたいと思っております。先ほどの反対の順で、渡辺委員さんからお願いできますか。

○教育委員【渡辺正美】 不登校の子どもたちをどのように指導していくかということに関しまして、私も、これまでの教員としての経験と、50年ほど前、私どもがまさに小学生・中学生であったころの状況とを見比べながら、今の状況を考えていかなければいけないのかなと思っております。

特に、私どもが小中学校のとき、不登校という言葉はほとんどございませんでした。現実には、私が中学生のときに1人いたかな、いないかなというぐらいしかありませんでした。

ところが教員になって、担任している子どもが、すごく元気で、すごく明るくていい子だったのだけれど、突然、2学期の後半から来られなくなっちゃったと。何でだろう、ということで、保護者の方と相談したり、家庭でも医療機関に相談したり、いろいろな対応をし始めました。

そのうちに、また別の機会に、今度は家庭の環境が、いろいろ子育てがうまくいっていないということで、子どもがやや反社会的な行動をとるような子どもで、学校に来なくなる子どもがいたり、どうしても朝起きられないということで来られない子どもがいたり、人と接触するのが嫌だという原因で来られなくなったり。

一時期私も、私のクラスの中に5人抱えたというか、こういう言い方は失礼になるのですが、いたと。傾向は、全然来られない子もいれば、週に一度来られる子もいれば、秋のある時期は来られるとか、大きな行事があるときは何とか出てこられるとか、さまざまな子どもがいるようになりました。

当時は、言葉の呼び方として「登校拒否」というような言い方で不登校をくくっておりました。実際に先生方も、いろいろな報告をする中では、やっぱり私の指導が悪いからなんじゃないかということで、先生方が非常に悩んでおりました。

これは、特に中学の先生は、不登校になる子どもが早目に多くなってきましたので、いろいろな原因がわかってきたので、なれるという言い方は失礼なのですが、私の指導だけじゃないんだ、いろいろな原因があるんだということを考え始めたのですが、小学校の先生方は、あまり不登校になる子どもがおりませんでしたので、突然自分のクラスに現れると、私も管理職をやっているとき、すごく悩んで、子どもがいつもと違う顔つきになっているので、私も「悩むなよ」と。真剣にやればいいんだと。深刻にならないで、真剣に対応していけばいいんじゃないかというような、担任の先生になぐさめをしたような経過がございます。

これが実際に学校の中で起こっている、不登校の子どもがふえてきた実態です。どこの学校も今は、ここにあるように、全部トータルしますと100人前後の子どもがなっているというデータがあるわけですが、これは毎年毎年、学校でも家庭でも努力をしながら、また学校復帰ができた子どももいれば、できなかった子どももいるというので、数字的にはかぶっている子どももいれば、そのまま改善された子どももいれば、いろいろな数字だろうと思います。

これに関する原因とか、どうしたらいいかというのは、さまざまな分野で研究もされ、対応策も練られているのですが、私は、1つの原因なり視点なりは、学校生活にも一つ大きな要素があるでしょうし、それから家庭生活、家庭環境にも、やはり不登校を引き起こす大きな要因があるだろうと考えます。

そんな中で、例えば学校という視点で考えますと、1人の先生が40人を指導しているというのが基本的な集団指導の、今の学校教育のあり方なわけです。その中で、さまざまな子どもがあらわれる。さまざまな保護者の方が、昔と違ってあらわれている。

そういう中で、現代社会のさまざまな影響を受けた子どもたちの考え方や価値観が飛び交っているというような実態があるわけですので、先生方の対応がすごく複雑になっている。

でも、担任の先生を中心として、学校ではかなり組織的に対応している実態があらうかと思います。学年の先生方の協力とか、それから生活指導という形での先生方の集団的な対応とか、もちろん養護教諭の先生も加わったり、スクールカウンセラーの方に相談したり、さまざまな対応・協議がなされているのが実態であると思います。

そして担任の先生は、家庭訪問をしたり、いろいろな教育機関と連携したりしながら、何とか子どもたちが不登校から学校へ復帰できるような道を探ろうとしているのが現実だろうと思います。

そんな中で、不登校への対応や防止が、私は一番大事かと思うのですが、その中でやはり、我々大人が、不登校に陥っている子どもの原因を、もちろんいろいろなことがあるのですが、とにかく、どのようにしていったらいいかということに関しては、悩んでいる子どもの居場所を確保してあげることと、それから、心の安定を図ってあげること、この2つが大事なんだということを大人が認識していくことだろうと思います。

我慢力がないから来ないんだとか、何で来られないのとか、そういうふうで心の中で大人が多少なりとも思うことはあろうかと思うのですが、それは大人自身が乗り越えて、とにかく現実社会に出ていけないという子どもがいるわけですから、その子どもの居場所を確保してあげること。繰り返しになりますが、心の安定を図ってあげるという対応をとっていくことが大事なのかなと思います。

ですから、学校教育の支援に関しましては、やはり人、担任以外の人。今、学校には、市の指導補助員やいろいろな形での支援者、協力者で人の充実を図ったり、また教育センターがさまざまな教育相談を行ったりして、子どもたちへの、また保護者への相談支援をしているという現実があるわけですが、やはりこれは確実にしながら、充実する方向でやっていくことが大事なのかなと思いますし、それから家庭教育の支援も、特に子どもたちが、さまざまな家庭が今あるわけですので、そういう中で、子どもがすくすく育つためには、家庭生活が安定するための、福祉面からの支援というものも、これはもう、学校教育の部分とかそういうことではなくて、福祉的な支援も必要なのかなということや、それからやはり、親子でのさまざまな教育相談の充実ということも必要なのかなと思います。

今、いろいろなことを話してしまったのですが、文部科学省は、とにかく子どもたちが、将来にわたって、いわゆるひきこもりではなく、社会に出ていく子どもたちを育てていくことが大事だと述べておられるわけですが、やはり教員としては、何としても早く学校に出てきて、みんなと一緒に楽しく学校生活が送れるようになってほしいという願いを持って、伊勢原市の先生方がこれからも指導していただければと思っております。

○市長【高山松太郎】 ありがとうございました。

続いて永井委員。

○教育委員【永井武義】 先ほど事務局から説明がございましたが、不登校児童・生徒数は、中地区、県、全国は微増の状況にあり、伊勢原では年度による増減があるものの、小中ともに一定数が存在するという状況です。

また、データの中には、1,000人当たりの数値はあるものの、全体に占める割合がないことから、少子化のことを考えると、これは増加傾向にあるとも捉えられるわけでございます。

そして事前に事務局へお尋ねしたお答えによりますと、統計はとられていないものの、不登校や不登校が疑われる児童・生徒で、30日未満の欠席は、29年度は小学生5名程度、中学生8名程度が存在するそうです。

参考までに、報道で見聞きする用語としては、保健室には行くが教室には行かない「教室外登校」、部分的に教室で過ごす「部分登校」、基本的に教室で過ご

すが違うことをしている「仮面登校」という表現もあるようです。

私も、PTA役員の経験上、こうした子どもたちに接したり、深刻に悩む保護者や担任の先生のご苦勞を目にしてきました。居場所づくりを考えたり、興味・関心のあるものに対して楽しそうに過ごす様子を、目を細めて見守りましたが、不登校が解消されない状況には、本当に非力さを感じたこともございます。

無理して学校に行かなくてもよいという考えが、全国的にも広がりつつありますが、9年間という限られた義務教育期間を考えると、不登校はやはり憂慮すべき課題であり、今後も安心して教育が受けられる教育環境の確保、教育機会の確保が必要とされるのではないのでしょうか。

現在、伊勢原市内には、フリースクールはありませんが、事務局の調べによりますと、県内で県教育委員会とも連携しているスクールは9施設、県で紹介している施設は29施設あるとのことです。また、近隣では平塚市、二宮町、厚木市に1施設ずつあるそうです。

フリースクールは運営者によって考え方や活動内容にかなりの違いがあるので、よしあしの判断は非常に難しいものとも言えます。

伊勢原市ではこれまでも、適応指導教室の運営により、自立心の育成や集団生活への適応、学習意欲の喚起などに力を注ぎ、さまざまな支援をもたらし、成長を支えてきました。カウンセリングや相談、学習支援、あるいは集団への適用活動など、ケースによっては救いの手立てとなってきたわけです。

一方で、通室に至らない児童・生徒がいることも現状です。不登校は一人一人によって状況や解決法が異なり、特効薬はありませんが、子どもの気持ちに寄り添いながら、家庭・地域・学校が力を合わせるとともに、適切な支援を施して見守るしかないと考えております。

また、成長の過程で起こり得る行動や心の変化をいち早く読み取り、会話の機会を設けることが何より大切なのではないのでしょうか。学校では、道徳のみならず言語活動、コミュニケーションを重視するとともに、支援する多様な人材の活用、そして地域とのかかわりを大切に、家庭支援の施策も考えていくべきだと思っております。

いずれにいたしましても、本日の会議は、市長との認識の確認とも言えます。本課題は、継続的に状況を捉えつつ取り組んでいくものと考えております。

○市長【高山松太郎】 ありがとうございました。

次に重田委員、お願いしたいと思います。

○教育委員【重田恵美子】 不登校になる要因というのはいろいろあると思います。貧困だとか虐待、ひきこもり、親のあり方とか、いろいろあると思いますが、そういういろいろな問題を抱えた子どもも、家庭環境による格差を始め、自分の意思と関係なく、先天的あるいは後天的な要因により、いろいろ個性差が生じてくると思います。

不登校に至ってしまうと、今度は授業もついていかれなくなって、学校に来ることも嫌になってしまうのは当たり前のことだと思います。

そういう状況のもとで、無理やりに学校に連れてきてもしようがないので、や

はりその子に将来何になりたいかとか、どういうものが好きとか、そういう目標だとか、自分自身を見つめることがとても大事であるとは私は思っています。

その将来につながるには、やはり教育の立場としても支援してあげるということで、大事だと思っていますので、その子が何に向いているか、将来的にどういう職業につかせればいいのかというのも、一緒に考えてあげる必要性、そして見出してあげるという必要性があると思っています。

家庭の事情によって、両親が不仲であったり、経済的に大変な状態にあるということで、自分がみずから働かなければいけないという問題を、自分が解決していくために働かなくてはいけない生徒さんもあるかもしれませんが、そういう経済的な面は、やはり市として支援をしていただけたらいいなと思っています。

やはり、一度傷ついた心というのは、素人が治してあげることは非常に難しいと思いますので、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか、医療機関との連携による支援というものは大変必要だと思っています。

先ほどもおっしゃっていたと思いますが、自分の居場所がないということが不安にもつながっていくわけなので、居場所をつくってあげるということはとても大事だと思っています。

○市長【高山松太郎】 ありがとうございます。

続いて菅原委員、お願いします。

○教育委員【菅原順子】 私は、ここ10年あまり、神奈川県特別支援教育巡回相談員として、伊勢原市内外の小中学校を訪問し、また個人的に運営するNPO法人でも、不登校の子どもさんたちとかかわる機会がありました。すぐに学校に戻れるようになった子どもさん、ほかの機関を利用しつつ、学校の先生方の支えで1年ほどかけて学校に戻ることができた子どもさん、ほかの学校やフリースクールへの転校、上の学年や学校への進級・進学によって気持ちを切りかえて登校ができるようになったお子さんなど、さまざまなケースがありました。

文部科学省による、小中学校を対象とした不登校になったきっかけと考えられる状況の調査では、小中ともに、無気力・不安など情緒的混乱、いじめを除く友人関係をめぐる問題が上位を占め、中学では学業の不振も多くなっています。

不登校の背景は千差万別で、多種多様な要素が複合的に絡み合っており、私の少ない経験からひとくくりに総括することは決してできないというのが実感ですが、文科省によって、無気力・不安・対人問題による不登校としてくくられる子どもたちは、大きく2つのグループに分けられるように思います。1つは過剰適応型、もう1つは逆に不応適型です。

過剰適応の子どもさんのケースは、外部の基準、つまり学校や親から求められるレベル、社会の常識、普通という概念、他人の目から見た自分に縛られてしまい、授業や行事でのつまづきや対人トラブルなどをきっかけに、あるべき自己像と現実とのギャップに大きな挫折感を味わい、無気力に陥ったり、周りに押し潰されてしまったりするケースです。親や先生に迷惑をかけたくない、心配をかけたくないという外部の基準を取り込んで、学校に行かねばとは思っているものの、体がいうことを聞かずに学校へ行けなくなってしまいます。

不適応型の子どもさんは、逆に自分の主観的な考えや独特なこだわり、思い込みに縛られて行動する結果、周囲と折り合えず、居場所がないと思い込んでしまうケースです。認知の偏りによって、嫌な思いをしたこと、失敗したことだけが意識の中で膨張し、いら立ちや自己不全感、被害者意識が増大してしまい、学校に行かなくなってしまいます。

この両方に共通するのは、自分のありのままを安心して開放できないことで、不安やいら立ちを感じるけれども、それを周囲にわかってもらえない、自分でもわからないという、漠然とした自己不全感であると思います。

私は、義務教育の役割は、子どもたちに、将来社会で生きていくためのルールとスキルを身につけてもらうことだと考えています。ルールとは、社会で共同生活をしていくのに必要なもの。スキルとは社会的な役割を果たしていくために必要なものです。

その視点で考えると、過剰適応の子どもさんは生きるスキルが弱く、不適応のお子さんは社会的ルールへの意識が弱いのではないのでしょうか。それぞれの弱さを補ってあげることで、不登校から抜け出すことができるのではないかと考えています。

このような不登校が起こると、なぜなのか、どうすればいいのか、本人も周囲も正解がわからず、確信のない不安の中で、手探りで進んでいくしかないのが現状だと思います。よく、「待つことが大事」と言われますが、心理学者の河合隼雄さんが、この「待つ」ということの意味について、野球の守備にたとえられているのがわかりやすいと思っています。

つまり、子どもに任せて放置しておくという意味ではなくて、バッターである子どもにいろいろな球を投げてみて、どこにボールが飛んできてもがっちりを受けとめながら、また次の投球を考えるという態度です。

そして、待つことによって何をを目指すのかというと、それは学校に復帰させること、不登校の数を減らすことではないと思います。最終的な目標は、子ども本来の強さ、弱さを、本人も周囲も理解し、認め、苦手な部分も含めた、その子ども本来の姿を、自他ともに肯定できるようになるということだと思います。

そんな弱いことではいけない、早く学校へ行け、という批判や励ましよりも、まずは子どもが言葉や体によって発する「休みたい」という声に耳を傾け、その苦しさ、不安を「そうなんだ」と肯定し、受けとめて休ませるということが大切だと思います。

休むというのは、文字どおり学校を休むという意味ではなくて、在宅にせよ、少しずつ登校させるにせよ、学校の日常から離れるということだと思います。例えば登校した場合も、子どもさんの状況や希望に応じて、別室で先生と一対一で過ごしたり、先生と一緒に畑作業をしたりする活動をして過ごし、長い時間はかかりましたが集団生活に戻れたケースもあります。

学校に行けなくなった場合は、その時間を好きなことや得意なことに使って、そこに関係するコミュニティに所属し、学校とは違う評価軸で評価してもらえる場や人を見つけることも有効だと思います。

しかしながら、学校以外の居場所づくりも必要ですが、学校が変わらないまま子どもたちを学校に適応させるというやり方では、根本的な解決にはならないと思います。本来的に不登校のリスクを持っている子どもさんがいることも事実ではありますが、そのような状況に陥る子どもさんができるだけ生まれない学校にしていかなければなりません。学級や学校をどの児童・生徒もありのままの自分を安心してさらせる、落ちつける居場所にし、日々の授業や行事等において、全ての児童・生徒が安心して自己を表現し、活躍できる出番を確保することが大切だと思います。

中でも、学校生活の大半を占める授業づくりを工夫し、わかった、できたという達成感が与えられ、安心して失敗でき、ヘルプを求められる雰囲気をつくることが大変重要だと思います。

学業不振による不登校が中学で増加することが調査でも示されています。小学校時代は、勉強がわからなくてもおとなしく座っていて、目立たずに見過ごされていたのが、中学に入り、いよいよわからなくなって不登校になってしまうということです。しかし、勉強が苦手な場合でも、部活に打ち込めることで元気に学校に通えている場合もありますので、クラスを解体した活動、つまり部活だけでなく異学年間の活動を盛んに行ったり、担任以外の先生、養護の先生、図書室の先生、スクールカウンセラーさんなどのかかわりの機会を多くつくったりすることで、多様な座標軸の中で自分の居場所を見つけることができるような環境をつくってあげることが必要であると思います。

昨年3月、市内の中学校の卒業式に伺いました。一人ひとりに卒業証書が渡された後、校長先生のお話がありました。その冒頭すぐに、正しい文言や数は失念してしまいましたが、きょうこの場に來られなかった生徒さんが何人います、学校としても一生懸命取り組んだつもりですが、力不足で本当に申しわけなく思います、と涙ながらにおっしゃいました。

私は、校長先生方がこのような気持ちで不登校に取り組んでくださっていること、そのことを卒業式という晴れの日で言及してくださったことを、とてもうれしく、ありがたく思いました。

学校・地域・家庭が連携して子どもを支えていくことにより、不登校の経験が子どもたちにとって、より高いところへ飛躍するために一旦足をたわめる、ジャンピングボードのように働いてくれることを願っています。

○市長【高山松太郎】 ありがとうございました。

最後になりますが教育長、お願いします。

○教育長【鍛代英雄】 これまで4人の教育委員からそれぞれお話があったところでございます。重なる部分もあろうかと思いますが、私の考えを申し上げさせていただきます。

まず不登校とは、児童・生徒が多様な要因・背景により、結果として学校に登校しない、あるいは登校したくてもできない状態になっていることでございます。

児童・生徒にとっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つ場合もあるとされております。したがって、問題行動と判断してはな

らないともされております。

一方で、学業のおくれや進路選択上の不利益や、社会的問題の1つでありますひきこもりの一因ともなりかねないということで、社会的ニーズへのリスクが存在しますので、児童・生徒がみずからの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指して、指導・支援を行うことが必要であると考えます。

不登校児童・生徒の減少に向けましては、休み始めや欠席日数が少ないうちに適切な対応・支援を行うことが必要です。また、先ほど永井委員から話でしたが、不登校とはされないものの不登校傾向がある児童・生徒がいます。これは日本財団の調査結果でも、不登校傾向のある児童・生徒が多数いるという報告がされております。

報道によりますと、中学生全体の1.2%、約33万人と、こういう多くの生徒が不登校傾向にあるとされております。ちなみに、文部科学省の調査による平成29年度の全国の中学生の不登校の生徒数は10万9,000人程度、全体の3.25%ということですので、その3倍ぐらい、不登校傾向の生徒がいるというような調査結果も出ております。

こういった不登校傾向のある生徒、小学校については調査結果がございませんが、恐らく小学校でもいる可能性がございますので、そういった不登校傾向のある児童・生徒への対応ということも必要であると考えております。

不登校の要因や背景は複雑多様でございまして、家庭への働きかけも含め、個々の児童・生徒や家庭の状況に応じた対応・支援が必要です。事務局からも話がありましたし、また渡辺委員からもお話がありました。学校現場におけます取り組みとしましては、まず、わかる授業、魅力ある授業づくりに、教員は懸命に取り組んでおります。また、居場所がある、安心して生活できる学級づくり、こういったものにも取り組んでいるところでございます。

また、問題の早期発見・早期対応、継続的な支援を担保するために、校長のリーダーシップのもと、教育相談コーディネーターを中心に、担任、養護教諭、児童・生徒指導担当、スクールカウンセラーなどが連携をして対応する体制も構築しているところでございます。また、学校に通えない子への対応として、適応指導教室の運営もしているところでございます。

しかしながら、学校現場、教職員の多忙化が指摘されておりますように、なかなか十分な対応ができていない部分があるのは、やはり否めないところでございます。不登校児童・生徒、あるいは不登校傾向のある児童・生徒への対応を充実させるためには、やはり、例えば少人数授業を行うための教員や、指導補助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実、また、教員が子どもたちと向き合う時間を確保するために、現在教員が行っている事務的な部分を代行するためのアシスタントなど、スタッフの充実は欠かすことができません。

また、適応指導教室につきましても、文部科学省から求められております家庭訪問を含む相談対応や適応指導、学習指導の充実を実現するためには、やはり施設設備やスタッフの充実も必要でございます。

先ほどの教育大綱のところでも申し上げましたが、教育委員会としても、これ

からも引き続き、経費の節減、効率化等に取り組みますが、やはり学校現場や適応指導教室の充実のための予算措置につきましても、市長のご配慮をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○市長【高山松太郎】 委員の皆様からいろいろご意見をいただきました。

私も市長になりまして、いじめ問題について1つの組織を立ち上げてほしいということで立ち上げてもらったことを、今思い出しながら聞いていたわけでもあります。

事務局からも説明がありましたように、不登校になる原因というのはいろいろ違うんだなというふうに、改めて思ったところでもあります。

いずれにしても、これから将来を担う子どもたちのことでもありますし、社会のスピードが非常に速く変化をしております。そうした中で、子どもたちも迷っている部分もあるのだらうと思います。子どもたちはもちろん、家族にとっても不登校は大きな問題だと認識をしております。

また、学校でございますが、これも先生方は多忙だというのはご存じのとおりでございます。そうした中でも、家族と連携をしたりしながら、子どもたちに支援をしていただいております。

その支援が十分に届いていないと感じられるご家庭もあろうかと思いますが、引き続き、学校や関係機関が連携をして、不登校の子どもたちや家庭の支援に当たることができるような体制をつくっていきたいと思います。

教育委員会を始めといたしまして、庁内の関係部署がそれぞれ連携して、今後このような課題に対応してまいりたいと思っております。

また、教育長を始め、教育委員の皆様とも情報交換、情報共有を図りながら、今後も進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日予定をしておりました協議事項につきましては、全て終了いたしましたので、進行を事務局へお返しいたします。

----- ○ -----

○教育部長【谷亀博久】 皆様、ありがとうございました。これで、用意していた日程は全て終了いたしました。皆様方から何かございますでしょうか。

ないようでしたら、これをもちまして、平成30年度第1回伊勢原市総合教育会議を終了させていただきます。皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時38分 閉会

平成30年度第1回伊勢原市総合教育会議 次第

日時：平成31年1月31日（木）

午後2時30分から

場所：伊勢原市役所 議会全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 伊勢原市教育大綱の改定について

(2) 不登校児童・生徒への取り組みについて

4 閉 会

伊勢原市総合教育会議構成員

職	氏 名
市 長	たかやま まつたろう 高 山 松太郎
教育長	きたい ひでお 鍛代 英雄
教育長職務代理者	すがわら じゅんこ 菅 原 順 子
教育委員	わたなべ まさみ 渡 辺 正美
教育委員	ながい たけよし 永井 武 義
教育委員	しげた え み こ 重田 恵美子

伊勢原市教育大綱（案）

～ 人がつながり 未来を拓く

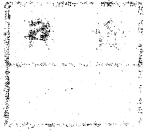
学びあうまち伊勢原 ～

平成 3 1 年 1 月

伊 勢 原 市



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン



目 次

第1章 大綱の改定にあたって

- 1 大綱策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 大綱の改定にあたっての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 大綱について（教育ビジョン）

- 1 基本理念の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 目指す教育の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第1章 大綱の改定にあたって

1 大綱策定の趣旨

平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）が一部改正され、平成27年4月に施行されました。法改正の趣旨は、教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長（以下「市長」と表現。）と教育委員会との連携強化、そして、市長の教育行政に対する責任を明確化した上で、市長と教育委員会の連携の下、より民意を反映した教育行政の推進を目的としています。また、近年の教育行政は、福祉や子育て、地域振興等の一般行政との緊密な連携が必要とされ、そうした実務の面からも市長と教育委員会の相互の連携は必要不可欠な状況となっています。

これら法改正の趣旨や近年の教育行政と一般行政との関わりを踏まえ、法では市長に地域の実情に応じた総合的な教育に関する施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定を求めています。

よって、伊勢原市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な推進を図ることを目的に、法第1条の3第1項の規定に基づき、平成27年5月に伊勢原市教育大綱を策定しました。

2 大綱の改定にあたっての考え方

市長の目指す教育に対する考え方や目標については、平成25年7月に策定した伊勢原市第5次総合計画の基本構想（平成25年度から平成34年度）に掲げています。

その内容については、教育委員会が策定した伊勢原市教育振興基本計画（平成22年度から平成29年度）の教育ビジョン（目指す教育の姿）においても示されていることから、伊勢原市教育振興基本計画が掲げる教育ビジョンをもって伊勢原市の教育大綱と位置付けることとしました。

伊勢原市教育振興基本計画の計画期間の終了に伴い、伊勢原市第2期教育振興基本計画（平成30（2018）年度から平成34（2022）年度）を策定し、第1期計画で掲げた「教育ビジョン」については、第2期計画においても引き続き、その理念や目指す教育の姿を踏襲しつつ、国の新たな教育の方向性や現在の教育を取り巻く環境や社会的要因等を踏まえ、本市の目指す教育の実現に向けた方策に厚みを加えました。

よって、教育ビジョンの修正に合わせ、伊勢原市教育大綱について改定します。

第2章 大綱について（教育ビジョン）

1 基本理念の考え方

～人と自然と歴史の調和の中で～

秀峰大山に抱かれた伊勢原市には、水と緑、豊かな大地という人々が生きていくうえで最適の環境があります。この恵まれた自然環境が、太古から人々の営みを支え、今に至る長い風土や歴史を培ってきました。こうした人と自然と歴史の調和の中で、首都圏の近郊都市として成長してきました。

少子高齢化・人口減少、核家族化の進行、情報通信技術の急速な発展に伴うさらなるグローバル化の進展、情報格差・収入格差等、社会の仕組みや流れ、環境などが大きく変化しています。また、新東名高速道路や国道246号バイパスといった広域幹線道路の整備が、これまでの伊勢原の姿を大きく変えようとしています。

こうした変わりゆく社会環境の中で、私たちは、先人から受け継いだ自然や伝統、文化を次代へ引き継いでいくとともに、市民のだれもが安全・安心に暮らせるまち、そして未来に発展するまちを創造していく必要があります。

教育とは人づくりです。次代の社会を担う人々にどう育て欲しいのか、どう育てていくのか、豊かな人間性や創造性を持つ次世代を育成するのは大人の責任です。物質的には豊かになりましたが、真に豊かな生活を享受するには心も豊かであることが必要です。

子どもたちが楽しく学校に通え、人やふるさと・自然を愛し、大人になっても、ふるさと伊勢原に誇りと愛着が持て、将来にわたり活躍することのできる教育が必要と考えます。

伊勢原市教育委員会では、学校・家庭・地域の相互の連携と協働により、学校教育の充実をはじめ、市民一人ひとりが夢や目標を持って生き生きと暮らすことができ、また、自主的に社会に参画し、相互に支えあい、学びあうような教育の実現を目指しています。

2 基本理念

人がつながり 未来を拓く^{ひら} 学びあうまち伊勢原

人がつながり



きずな

人は、それぞれの社会環境の中で、多くの人と関わり、つながりを持ちながら生活をしています。また、人が生きていくうえで、自然との共存や文化の享受は欠かすことができません。人とのつながりや文化は、確実に次世代に受け継がれます。受け継いだ子どもたちはやがて大人になり、次世代を育てます。伊勢原の教育では、「伊勢原らしさ」を活かしながら、学校や家庭、地域とのつながりと、自然や歴史・文化とのつながりの中で、明るい未来を創造していきます。

未来を拓く^{ひら}



生きる力

子どもたちへの教育を進めていくうえで、誰もが自らの問題を考え、解決していくことが大切です。子どもも大人も、市民みんなが自分たちの目標や課題を考え、取り組んでいこうと努力することにより、未来を切り拓いていくことができます。

人と人とのつながりのうえに、さまざまな学びや経験・体験を通して、一人ひとりの市民がたくましく未来を拓き、生きていくことを目指していきます。

学びあうまち



ともに学ぶ

市民のだれもが明るく元気に生き生きと暮らすため、学習機会の提供やスポーツ、文化活動への支援など、生涯を通じて学びあうまちをつくることが大切です。

また、子どもたちが自立して生きていくことを学ぶうえで、主体的に人と関わることや協力しあうことの重要性を教えていくことも大切なことです。

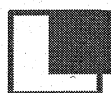
市民が生涯を通じてお互いに学びあい、高めあえる、元気で活力あるまちになるような教育を目指していきます。

3 目指す教育の方向性

基本理念を実現するため、3つの視点から目指す教育の方向性を定めます。

視点1 一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えていくために

幼児期における子育て支援や学校教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって、社会で自立していくための基礎となる「生きる力」をはぐくみ、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支援します。



知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成

義務教育終了までの期間は、人が社会的に自立していくための基礎となる力を形成する重要な時期です。今日の激しい社会変化の中で、将来にわたって子どもたちが大きく夢を持ち、自らが考えて創造し、目標に向かってたくましく生きていくことができるよう、幼児期における子育て支援や学校教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育てていきます。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力

確かな学力（知）

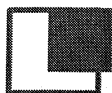
基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力

豊かな人間性（徳）

自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感謝する心、感動する心などの豊かな人間性

健康・体力（体）

たくましく生きるための健康や体力



きめ細やかな教育環境づくり

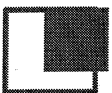
幼児期における子育て支援や、幼稚園・小学校・中学校までの学校教育においては、子どもたちが社会の一員として自立して生き、豊かな人生を送るために「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」を育てていく必要があります。子どもたち自身が、自分らしさを大切にし、お互いに学び、考え、創造することのできる環境を整えていきます。また、特別な支援を必要とする子どもや不登校の子どもなども含め、一人ひとりの状況に配慮し、すべての子どもたちにきめ細やかな支援が行き届くよう、多様な人材の活用を図りながら学校教育の充実に努めていきます。さらに安全・安心・快適な学校の環境づくりを推進していきます。



子どもたちが主体的に考え、生きる力をはぐくむ教育

学校と家庭・地域が相互に連携・協働して子どもたちの健やかな成長を支援していくため、開かれた学校づくりを進めるとともに、本市の特徴である豊かな自然や歴史・伝統文化を活用した教育や、大学や企業等と連携した教育を行い、より一層魅力ある学校づくりを進めます。

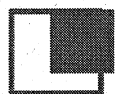
また、学力とともに、人を慈しみ、感謝し、自助・共助のなかで人としての力をつけていくことも必要です。地域の活動に子どもたちの参加を促す取組や、子どもたちが主体的に考え、地域社会との関わりや世代間交流を通したさまざまな生きる力をはぐくむ体験や経験を取り入れた教育を行っていきます。



学校・家庭・地域と連携・協働して行う子育て支援

教育の出発点である家庭教育が、子どもたちの自主性を尊重しながら、その役割を十分果たしていくことができるよう、学校や地域をはじめとする多様な人材や主体が連携・協働して家庭の教育力向上に向けた取組を行うとともに、地域全体で一人ひとりの子どもの成長を見守り、親子の育ちを支援していきます。

だれもが生き生きと暮らすことができ、生涯にわたり学び、活躍することができる環境を整備するとともに、スポーツや文化芸術活動に親しむ機会を充実させ、一人ひとりの夢や生きがいを支援します。



地域活力や地域資源を活用した社会教育の充実

市民が生涯を通じて生き生きと暮らし、互いに学びあうことのできるまちを実現するため、さまざまな生涯学習の機会を提供するとともに、産・学・官の連携による地域力の醸成や、豊かな自然や文化などの地域資源の活用により、生涯学習を充実させます。

また、時代の変化に自ら対応していくには、生涯を通じて自らを高めようとする意識が必要となります。そうした個々の向上心に応えるため、常に時代の変化に即した学習機会や情報を提供していくとともに、時代をたくましく生きる人材の育成をサポートしていきます。

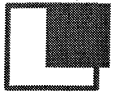


生き生きと暮らすことのできる地域社会づくり

生涯学習の成果が地域社会に適切に還元できる仕組みづくりを行うとともに、市民活動を担う人材を育成し、市民が自ら行う活動を活性化させていきます。

そして、さまざまな世代が多様な活動を通じてその交流を育み、生き生きと暮らすことのできる地域社会づくりを進めていきます。

また、少子高齢化や人口減少が進行する中、これまで以上に女性や高齢者の活躍を支援するとともに、今後さらに進む仕事や働き方の多様化に合わせ、全ての人が社会に対応できるよう、学びの継続・学び直しの機会を提供するなど、時代の変化に即した学習機会や情報提供に努めます。

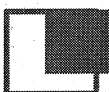


だれでも、気軽にスポーツや文化芸術活動に親しむことができる環境づくり

子どもから高齢者まで、すべての市民が生き生きと暮らすためのレクリエーション活動やスポーツ活動を支援するとともに、健康維持や体力づくり、仲間づくりに向け、だれもが、いつでも、どこでも、生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを市民との協働で推進します。

また、生き生きとした心豊かな生活に寄与するとともに、優れた才能や個性を養う機会を提供するため、文化芸術に親しむ機会の提供に努めます。

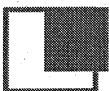
伊勢原の豊かな自然や歴史・文化遺産を保護・継承していくとともに、その魅力を広く発信し、地域づくりに活かしていきます。



未来を拓く歴史と文化遺産

伊勢原には、先人から受け継いだ豊かな自然と長い歴史、そして貴重な数多くの文化遺産があり、これらは私たち市民の誇りとなっています。

こうした豊かな自然や歴史・文化遺産は、過去の輝きを伝えるだけでなく、現在の私たちの生活が過去と強く結びついていることを物語り、過去と現在のつながりを自覚させ、さらに地域とのつながりの重要性を教えてくれます。子どもたちや市民が過去とのつながりを知り、受け継いだ歴史・文化遺産を後世へ継承していくことのできる環境を整えることは、現代を生きる私たちの責務であり未来を拓くための大切な一歩といえます。



郷土の歴史や伝統文化の情報発信

先人から受け継いだ恵まれた文化遺産を未来に活かしていくためには、まず地域の歴史や文化遺産そのものを知ることが必要です。そのために、眠っている文化財を掘り起こし、調査し、新たな価値を見出す取組を推進していきます。

また、そうした成果を地域で広く共有し、郷土の歴史や伝統文化を身近に感じられるように、機会に応じた積極的な情報発信を進めるとともに、情報発信方法についても、公開展示会や現地見学会、インターネット等、時代に応じた形で取り組んでいきます。



歴史や文化遺産を活用した地域の活性化

学校教育の場においても、出前授業や副読本の刊行など「伊勢原らしさ」を活かした学習を実施していきます。そして、地域で歴史・文化遺産を継承していくためには、その担い手となる人材を育成していくことも必要となります。郷土資料館などの常設展示スペースの検討や歴史解説アドバイザーの活用などにより地域文化を高め、また、観光関連団体などとの連携を図りながら、歴史・文化遺産を活用した地域の活性化に取り組みます。

伊勢原市の不登校児童生徒の状況について

「平成29年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査における伊勢原市の調査結果について」より

伊勢原市教育委員会

神奈川県が実施した「平成29年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」について、神奈川県教育委員会が調査結果を公表しました。伊勢原市の本調査結果(概要)は次のとおりです。

- 1 調査対象
伊勢原市立小中学校（小学校10校、中学校4校）
- 2 調査期間
平成29年度（平成30年3月31日時点）
- 3 調査内容
 - (1) 暴力行為の状況
 - (2) いじめの状況
 - (3) 不登校児童生徒の状況
 - (4) 自殺の状況
 - (5) 出席停止の状況
- 4 主な調査結果

項 目	平成29年度			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
不登校児童生徒数	29	72	101	13.5
(前年度比較増減)	4	20	24	3.4
中 地 区	207	504	711	16.3
神奈川県	3,222	8,463	11,685	17.8
全 国	35,032	108,999	144,031	14.7

項 目	平成28年度				平成27年度			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
不登校児童生徒数	25	52	77	10.1	22	79	101	13.1
中 地 区	168	478	646	14.6	134	418	552	12.3
神奈川県	2,765	7,627	10,392	15.8	2,319	6,592	8,911	13.4
全 国	30,448	103,235	133,683	13.5	27,583	98,408	125,991	12.6

*「1,000人あたり」とは、児童生徒1,000人あたりの発生数

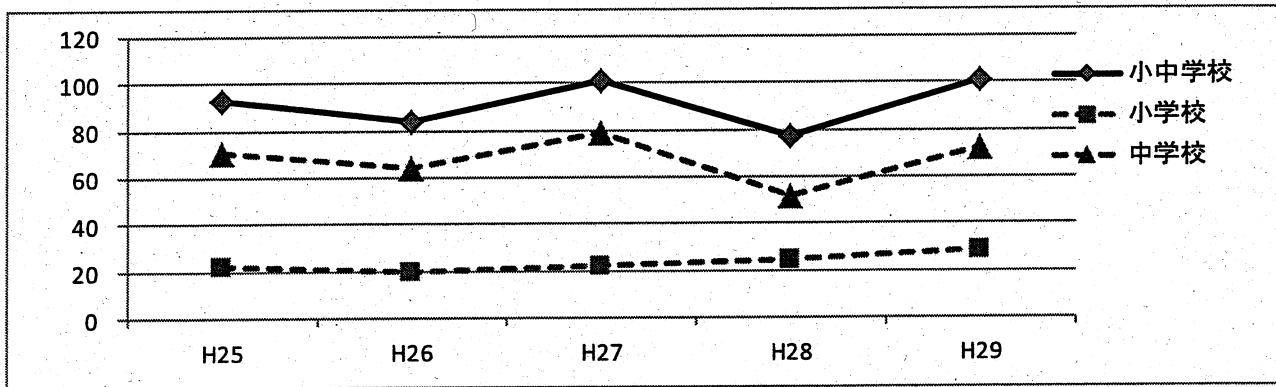
*「中地区」とは、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

*全国は国公立小中学校、義務教育学校及び中等教育学校で、他は公立小中学校のデータ（県データは県立中等教育学校を除く）

■ 詳細は次頁のとおり。「不登校」の国による定義はP3に記載。

Ⅲ 不登校の状況

■不登校児童生徒数の推移（伊勢原市立小中学校）【人数】



	H25	H26	H27	H28	H29
小中学校	93	84	101	77	101
小学校	22	20	22	25	29
中学校	71	64	79	52	72

- 不登校児童生徒数は前年度から24人増加し、計101人でした。増加の一つの要因として平成28年9月の「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知を踏まえ、不登校を問題行動として捉えず、環境によっては誰にでも起こりうることとし、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向けて、家庭や関係機関等と連携し、多様な支援をじっくり行うようになった事が考えられます。

■学年別・欠席日数別の不登校児童生徒数【人数】

区分	学年	不登校児童・生徒数	欠席日数			
			30日～89日		90日以上	
			人数	割合(%)	人数	割合(%)
小学校	1年生	2	2	6.9%	0	0.0%
	2年生	2	2	6.9%	0	0.0%
	3年生	4	2	6.9%	2	6.9%
	4年生	1	0	0.0%	1	3.4%
	5年生	8	3	10.3%	5	17.2%
	6年生	12	4	13.8%	8	27.6%
	計	29	13	44.8%	16	55.2%
中学校	1年生	23	13	18.1%	10	13.9%
	2年生	20	5	6.9%	15	20.8%
	3年生	29	7	9.7%	22	30.6%
	計	72	25	34.7%	47	65.3%
合計	合計	101	38	37.6%	63	62.4%

- 不登校児童生徒数の減少に向けては、全体の37.6%を占める年間の欠席日数が30～89日（週1～2日程度）欠席の児童生徒への支援や、その前段階である休み始めの児童生徒への対応・支援が大切です。
- 長期にわたって欠席が続く児童生徒に対して、学校は保護者と協力し、教育センター等の関係機関と連携しながら粘り強く指導・支援に努めています。

■不登校児童生徒への指導結果状況【人数】

区分	小学校		中学校		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒	3	10.3%	32	44.4%	35	34.7%
指導中の児童・生徒	26	89.7%	40	55.6%	66	65.3%
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒	3	10.3%	28	38.9%	31	30.7%

- 指導・支援の結果、約65%の不登校児童生徒に好ましい変化が見られています。学校は、家庭や関係機関等と連携し、不登校児童生徒の学校生活の再開や、将来の社会的自立に向けた指導・支援の充実に努めています。

不登校及び長期欠席者の定義（文部科学省より）

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類します。

「病気」は、「本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」です。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む）

「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席すること」です。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」をいいます。

○「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を理由によって登校しない（できない）。

「その他」は、上記「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することです。

○「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席する。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席する。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。
- ・「その他」における「うち、不登校の要因を含んでいる者」には、「その他」に該当する者のうち、欠席理由が2つ以上ある中の1つに「不登校」の要因を含む者とする。

いじめに関して

●伊勢原市青少年相談室

<青少年相談室メール相談> young-soudan@isehara-city.jp

<青少年相談> 電話 0463-94-1030

<ヤングテレホン> 電話 0463-96-0800

●伊勢原市教育センター

電話 0463-94-8900

(相談専用)

●伊勢原市教育委員会指導室

電話 0463-94-4711

(内線) 5131~5133

月～金

9:00～17:00

(年末年始・祝日を除く)

●神奈川県警察少年相談・保護センター

<ユーステレホンコーナー> 電話 0120-457-867

<県西方面事務所> 電話 0465-32-7358

月～金

8:30～17:15

(年末年始・祝日を除く)

●神奈川県立総合教育センター教育相談課(教育相談センター)

<いじめ110番> 電話 0466-81-8111

24時間 365日

不登校に関して

①伊勢原市教育センター

電話 0463-94-8900

(相談専用)

月～金

9:00～17:00

(年末年始・祝日を除く)

★市内の相談機関は利用しづらいという場合は②へ

②神奈川県立総合教育センター教育相談課(教育相談センター)

<不登校ほっとライン> 電話 0466-81-0185

月～金 8:30～21:00

土・日・祝日

8:30～17:15

(12/29～1/3を除く)

いじめ・不登校防止啓発資料

子どものすこやかな成長のために「いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応」

発行 第1版 平成25年12月

伊勢原市教育委員会教育部指導室

〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中 348 電話 0463-94-4711(内線)5131～5133

伊勢原市教育委員会教育部教育センター(伊勢原市教育センター)

〒259-1142 神奈川県伊勢原市田中 316-1 電話 0463-95-2211(直通)



保存版

いじめ・不登校防止啓発資料

保護者・地域の皆さんへ

資料

3

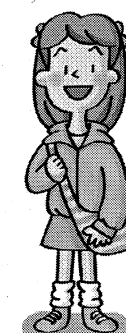
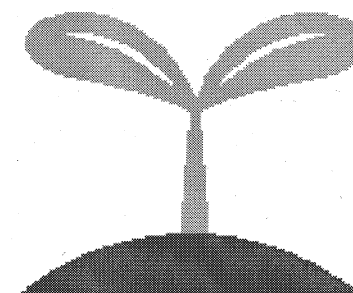
子どものすこやかな成長のために

いじめ 不登校

未然防止と早期発見・早期対応

子どもの心のサインに
気づいていますか？

家庭・地域・学校がそれぞれ
の役割を果たし、子どもた
ちが楽しく安心して学校生
活を送るための手立てにつ
いて考えましょう。



趣旨

子どもたちが、学校の中で、人とかわりながら学ぶことは、成長していくう
えで大切な経験です。どの子どもにとっても、「授業が楽しい」、「自分の居場所
がある」、そんな学校にしたいと教職員は考えています。

いじめや不登校は、どの子どもにも起こりうるものです。教職員だけでなく、
子どもを取り巻くすべての大人が関心をもち、対応に取り組むことが必要です。

このリーフレットは、「いじめ」、「不登校」の未然防止と早期発見・早期対応
のために、家庭・地域・学校が子どもたちに対して何をしていけばよいのかにつ
いてまとめたものです。

平成25年12月
伊勢原市教育委員会

家庭・地域・学校が一体となり、子どもたちのために取り組んでいきましょう

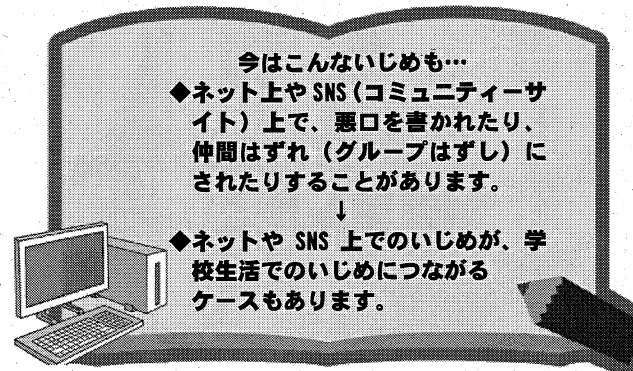
いじめの未然防止

<家庭>

- ◎積極的に会話をし、子どもの頑張りを褒め、様子を気に配っていますか。
- ◎家庭の中で、気になることがあったら、些細なことでも学校に相談していますか。
- ◎家庭でも「いじめ」について話し合う機会をもっていますか。
- ◎帰宅後の子どもの様子を把握していますか。

<学校>

- ◎子どもどうしの好ましい人間関係づくりに取り組みます。
- ◎校内支援体制を充実し、組織的に取り組みます。



いじめの早期対応

<家庭での対応>

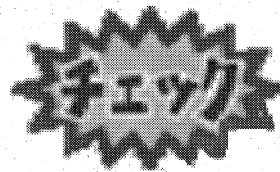
- いじめを受けた子どもに対して
◇本人の気持ちを受け止めましょう。
- いじめをした子どもに対して
◇事実を冷静に聞き取りましょう。
- ◇相手に行った行為が良くないものであることを、はっきりと伝えましょう。

家庭・地域

気になることがあったら、
学校に御連絡ください。

<地域>

- ◎登下校時の子どもの安全指導や見守り、あたたかい声かけをお願いします。
- ◎子どもの様子で気になることがありましたら、学校へ連絡してください。



いじめ・不登校の早期発見

<いじめ>

「おやっ」と思うことは、ありませんか？
子どもの様子をチェックしてみましょう。

<言動・態度>

- 表情が暗く、おどおどした様子である。
- 学校や友達の話をしなくなり、部屋に閉じこもりがちになる。

<服装・持ち物>

- 衣服に汚れ等があることが多くなる。
- 金遣いが荒くなる。家庭のお金や物がなくなる。

<その他>

- 電話やインターネットの利用状況が急に増えたり減ったりしている。
- 仲の良かった友達との交流が減る。急に友達が変わる。
- 親が留守の時に、友達がよく来ている。等

<学校での対応>

- ◇本人の安全確保をします。
- ◇本人の訴え、保護者の訴えを受け止めます。
- ◇チームをつくり、情報収集、事実確認、今後の方針決め等を行います。

<地域での対応>

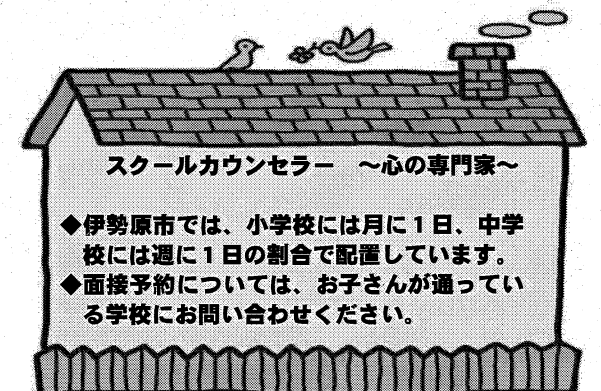
- ◇地域の行事などでは、子どもが活躍できる場を設けてください。
- ◇登下校時の子どもの様子を見守りください。

<家庭>

- ◎規則的な生活習慣が身についていますか。
- ◎子どもと会話をする時間を設けていますか。
- ◎今できていること、やれていることを褒め、また、社会的なルールからの逸脱など、ダメなことにはダメとはっきり子どもに伝えていきますか。

<学校>

- ◎わかる授業、できる楽しさがある授業、活躍できる場面がある魅力ある授業に取り組みます。
- ◎校内支援体制を充実し、組織的に取り組みます。



不登校の早期対応

<家庭での対応>

- ◇子どもの気持ちの整理を待ち、子どもの気持ちに寄り添いましょう。
- ◇子どもと一緒に考えていこうというスタンスで、あせらず見守りましょう。

学校

<学校での対応>

- ◇校内支援チームで対応します。
- ◇保護者の不安や悩みを受け止めます。
- ◇本人が少しでも、登校できる環境を整えます。

家庭や地域と連携して対応
をします。